平成２２年（フ）第１２６号
群馬県富岡市富岡2323番地１
債務者　神戸　茂男
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１２８号
群馬県高崎市新保田中町381番地７
債務者　岸　　美幸
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５５号
埼玉県比企郡鳩山町松ケ丘１丁目10番17号
債務者　久保田　浩
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７７号
埼玉県入間市豊岡５丁目３番35号　ユアコート203
債務者　宮崎　裕之
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８０号
埼玉県川越市大字今福459番地　１―409号室
債務者　吉増　和人
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０７号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目39番12―605号　カザベーラ坂戸
債務者　宮田　博之
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目39番12―605号　カザベーラ坂戸
債務者　宮田奈津子（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２３号
静岡県三島市塚原新田81番地の３
債務者　鈴木惠美子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
愛知県江南市藤ケ丘５丁目１番地４　江南団地84棟310号
債務者　伊藤　弘樹
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７号
京都府亀岡市大井町小金岐馬場崎16番地
債務者　森山　和美
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
京都府亀岡市東別院町湯谷岳山73番地196
債務者　水沼工業こと　水沼　加廣
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１９１４号
大阪市福島区福島８丁目13番15号
債務者　山田　弘史
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６２号
大阪市東住吉区南田辺１丁目５番11号　ラ・メール瀬戸内503号
債務者　田原　美鈴
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６４号
大阪府寝屋川市萱島本町８番21―303号
債務者　本間　照章
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８１号
大阪市平野区長吉長原西４丁目３番36号
債務者　久米　静江
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０２７号
大阪市平野区喜連２丁目４番５―304号
債務者　陶山　千春
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５０号
大阪市西区南堀江４丁目25番４―901号
債務者　小田　　聡
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１０号
大阪府豊中市上新田２丁目18番８号
債務者　エスティームこと岡本光代こと　朴　光子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部